

令和4年（行ウ）第3号  
公有地無償貸与取消請求事件  
原告 佐倉邁 外2名  
被告 三重県

## 証拠説明書（1）

令和4年4月28日

津地方裁判所民事部合議1係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 西澤 博 (担当)

弁護士 楠井嘉行 (担当)

弁護士 飯田真也 (担当)

弁護士 千島淳平 (担当)

弁護士 赤木邦男

弁護士 小林明子

弁護士 田中友康

弁護士 山田 瞳

弁護士 後藤哲史

弁護士 岡 浩喜

弁護士 木村那津子

弁護士 小森宏秋

弁護士 河野壯登

弁護士 栗原雅斗

本日提出する証拠は下記のとおりである。

記

号証名	標目	作成日・作成者・立証趣旨	原本・写し
乙1	公文書部分開示決定通知書	令和3年7月9日 三重県知事 鈴木英敬  原告佐倉は、令和3年6月25日付けで三重県知事に対して「県立公園鈴鹿青少年の森公園内にサッカー場を建設する関係書類の全て」について、公文書の開示を求める請求を行い、三重県知事は、これに対して、令和3年7月9日付けで対象文書に本件許可処分に係る申請書を含む部分開示決定を行ったこと。	写し
乙2	公文書開示記録	令和3年7月20日 三重県県土整備部都市政策課  開示を実施した日である令和3年7月20日には、本件許可処分後であったことから、被告の担当者は、原告佐倉に対して、使用料免除及び本件許可処分がなされた旨を伝えていること、この開示の実施は2時間以上にも及び、本件許可処分がなされた旨のほか、原告佐倉からの設置許可に関する様々な質問に対しても説明を行っていること。	写し
乙3	令和3年6月29日付け設置許可書	令和3年6月29日 三重県知事 鈴木英敬	写し

号証名	標目	作成日・作成者・立証趣旨	原本・写し
		<p>本件許可申請は、都市公園法第5条第2項第2号の「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」に該当するため、許可したこと。</p>	
乙4	令和4年1月20日付け設置許可書	<p>令和4年1月20日 三重県知事 鈴木英敬</p> <p>本件変更許可申請は、都市公園法第5条第2項第2号の「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」に該当するため、許可したこと。</p>	写し
乙5	都市公園法	<p>平成29年5月12日公布 法律第26号</p> <p>公園管理者以外の者に対する公園施設の設置等の許可については、都市公園法第5条第2項第2号において「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」に該当する場合、設置等を許可することができることと規定されていること。</p>	写し
乙6	都市公園法運用指針	<p>平成30年3月 国土交通省都市局</p> <p>都市公園法運用指針第4版においては、都市公園法第5条の運用にあたっての基本的な考え方として、許可の対象とする公園施設が都市公園法第2条第2項及び施行令第4条各号に掲げるものであること、都</p>	写し

号証名	標目	作成日・作成者・立証趣旨	原本・写し
		市公園の配置、規模及び性格を勘案し、当該都市公園の効用が全うできるよう行うものであること、一般公衆の利用に供するものであること、許可を受けるものが当該公園を設置又は管理するのに十分な能力や財産的基礎を有するものであることと示されていること。	
乙7	都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について	昭和51年10月21日 建設省都市局長  当公園は、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園に区分されること。	写し
乙8	令和2年度末都市公園等整備現況調査その1について	令和3年9月2日 三重県県土整備部都市政策課  当公園は、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園に区分されること。	写し
乙9	県営都市公園鈴鹿青少年の森指定管理者募集要項	平成29年7月 三重県県土整備部  当公園は、青少年が自然の中で野外活動に親しみ、心身を鍛錬し高い豊かな人間性を養うことを目的として設置していること。	写し
乙10	鈴鹿市都市マスタープラン全体構想	平成28年4月 鈴鹿市  当公園周辺は、鈴鹿市都市マスターブ	写し

号証名	標目	作成日・作成者・立証趣旨	原本・写し
		ランにおいて集客拠点として位置付けられていること。	
乙11	三重県地域防災計画添付資料	令和3年3月 三重県防災会議  当公園は、三重県地域防災計画において南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点として位置づけられていること。	写し
乙12	鈴鹿市地域防災計画	令和3年6月 鈴鹿市防災会議  当公園は、鈴鹿市地域防災計画において避難地(指定緊急避難場所)として位置づけられていること。	写し
乙13	三重県都市公園条例	令和3年6月30日 三重県条例第37号  都市公園の使用料免除は、三重県都市公園条例第10条第2項において「公益上有益であると認められるもの」を減免のできる範囲と規定されていること。	写し
乙14	三重県都市公園条例に係る使用料減免基準	平成31年4月4日 三重県県土整備部  都市公園の使用料免除の判断にあたっては、三重県都市公園条例に係る使用料減免基準に基づく運用を行っていること。	写し
乙15	鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業入札説明書	令和3年8月20日 三重県  県では、当公園と隣接する社会教育施	写し

号証名	標目	作成日・作成者・立証趣旨	原本・写し
		<p>設である鈴鹿青少年センターと連携し、両施設の利用促進を図るため、「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」として両施設の改修及び一体的な運営・維持管理に取り組んでおり、令和5年2月にリニューアルオープン(第1期)を予定していること。</p>	
乙16	第2次三重県スポーツ推進計画	<p>平成31年3月 三重県</p> <p>県では、第2次三重県スポーツ推進計画において、「市町と連携しながら、国内トップリーグ等で活躍する地域に根ざしたクラブチームを育成・支援する取組を進める。」としており、本件施設の設置は、県内におけるスポーツ推進施策に合致していること。</p>	写し
乙17	三重県スポーツ施設整備計画	<p>平成25年3月 三重県</p> <p>県では、三重県スポーツ施設整備計画において、「県内には、プロ野球やサッカーJリーグの公式戦等が開催できる施設がない。」ことが課題の一つであること、「市町による主体的なスポーツ施設の整備に向けて、連携を進めていく。」ことを示しており、本件施設の設置は、県内におけるスポーツ推進施策に合致していること。</p>	写し
乙18	伊勢新聞(抜粋)	<p>令和3年8月3日 伊勢新聞</p> <p>令和3年8月2日、鈴鹿ポイントゲッ</p>	写し

号証名	標目	作成日・作成者・立証趣旨	原本・写し
		<p>ターズの運営会社である株式会社アンリミテッドと鈴鹿市は、共同記者会見でスタジアム建設着工の概要等で発表し、翌日の伊勢新聞には、「6月29日に、市が県から施設管理の許可を得るとともに、公園使用料の全額免除が決まった。」との記事が掲載されたこと。</p>	